

15食第526号
平成16年(2004年)2月18日

要望団体関係者各位

長野県衛生部食品環境水道課長

「保健所についての要望書」への回答について

2004年1月19日付けでいただきました要望について、保健所における相談窓口を担当しております立場から、長野県の現状について下記のとおり回答させていただきます。

なお、今後も、シックハウス症候群・化学物質過敏症の発生防止に向け、関係する各部署で連携して取り組んでまいりますのでご理解ください。

記

1 保健所での相談

保健所に相談の窓口を設置し、シックハウス症候群に関する個別の相談をお受けして、事例に応じてシックハウス症候群に関する情報の提供、化学物質測定の紹介（簡易測定器の貸出先紹介、測定業者の紹介）、換気等空気環境改善のアドバイス、健康を害していると思われる場合は受診のアドバイスを行っております。

また、職員は、シックハウス症候群・化学物質過敏症に関する勉強会やセミナーに参加するなど、知識の習得に努めています。

2 住宅、県有施設の対応

個人住宅での化学物質の簡易測定ができるよう簡易測定器の貸出を行っている他、建築基準法が改正されたことを受け説明会を開催し、設計者・工務店・大工さんに改正点の周知徹底を図っています。

県有施設については、化学物質放散量の最も少ない建築材料・塗料・接着剤を使用し、さらに測定機関の測定を行い化学物質濃度が厚生労働省の指針値以下であることを確認して引渡しを受けています。

また、公共施設の整備及び公共土木工事の実施に当たっては、可能な限り木材を使用することとし、家具等も可能な限り接着剤や塗料に配慮した木材製品とすることにしています。

3 学校の対応

「学校環境衛生の基準」に基づき、学校薬剤師と連携の上定期検査を実施し、基準値を上回った場合は、原則として施設の使用を休止し、原因を探るとともに換気対応等により化学物質濃度の低減化を図り、基準値を下回ったことを確認して使用しています。

また、新築・改修時には化学物質の濃度が基準値以下であることを確認してから引渡しを受けるようにしています。

県教育委員会では「学校環境とシックスクール問題への対応マニュアル」を作成し、市町村教育委員会の対応等の参考として活用を促しています。

4 県有施設内の禁煙

県有施設内は、原則禁煙となっています。

5 県立病院での対応

県立病院の職員に、シックハウス症候群・化学物質過敏症に関心を深めてもらうよう努めており、この疾患が疑われる患者さんにはアレルギーに係る検査を実施するとともに、問診を十分行うことなどに留意して対応しています。

担当	食品環境水道課	環境衛生係
佐藤	守俊	中村 一彦
電話	直通026-235-7153	
ファクシミリ	026-232-7288	
電子メール	syokukan@pref.nagano.jp	